

核兵器禁止条約の速やかな締結を求める意見書

2016年10月27日、国連総会の第1委員会は『核兵器禁止条約』の締結交渉を来年開始するとした決議案を、賛成123カ国という圧倒的多数で採択した。今回の決議案は、核保有大国の圧力ですまなかつた核兵器の禁止・廃絶を実現するために、オーストリア・メキシコなど55カ国以上が共同提案したものである。これは、まさに歴史的なことと言えるが、これまで日本の被爆者団体やNGOなどが先頭に立ち、世界の平和運動と連帯し、核兵器の禁止・廃絶に向けて尽力してきたことが、国際社会を動かしてきたと言える。

この決議に基づき、「核兵器を禁止しその全面廃絶につながる法的拘束力のある法文書（核兵器禁止条約）」の内容をめぐる議論が、3月27～31日と6月15～7月7日、ニューヨークの国連において開始される。これに先立ち、被爆者団体やNGOが2月10日、日本政府に対して交渉会議に参加すると共に積極的に貢献するよう要請を行った。

日本政府は、この決議案に反対の態度を示した。同盟国に対して決議案への反対を求めた米国の圧力に屈したものであり、唯一の戦争被爆国の政府にあるまじき態度である。

核兵器禁止条約に、かりに参加しなかったとしても、国連加盟国の多数が参加して条約が締結されれば、核兵器は人類歴史上初めて「違法化」されることになり、あらゆる兵器のなかで最も残虐な兵器に「悪の烙印」をおすことになる。

よって、日本政府は、唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約の速やかな締結に向け、積極的なイニシアチブを発揮されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月30日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣

各宛